

(別紙2)

審査結果の要旨

氏名 黄 栄 光

本論文は公刊史料のほか国立公文書館、外務省外交資料館、国立国会図書館憲政史料室、北海道立文書館、長崎県立長崎図書館、長崎市立博物館、中国第二歴史档案馆などに所蔵されている公私の原史料を博搜、精査して明治前期の日清貿易と輸出向け国内産業保護政策について、この目的のために国の資金で設立された広業商会を中心として検討する。本論文が研究史上に新たに付け加えた知見は主に

- ① 明治九年に設立された広業商会と、幕末以来の薩摩藩による海外貿易活動や幕府による海産物輸出機構との連続性を指摘したこと
- ② 従来特定の時期に限って評価されていた広業商会の性格が、時期によって大きく変容した事を指摘し、その全過程を叙述してそれが国の全般的な貿易・正貨蓄積政策を正確に反映している事を明らかにしたこと
- ③ 従来北海道産水産物輸出の専門商社として捉えられていた広業商会が、正貨獲得や北海道開発の目的に対応して北部九州や関西地方など他の地域をも含めて多様な活動を行っていたこと
- ④ 広業商会の華僑への貸付の事蹟を明らかにして、従来の華僑と対抗するための機構という一面的な評価に修正を迫ったこと
- ⑤ 従来まとまった研究がなかった明治九年の対清借款の試みについて、その経緯を具体的に明らかにしたこと

などである。従来断片的にしか検討されていなかったこの時期の対清貿易政策、また開拓使・黒田闕を支えた経済機構を長期にわたって系統的に明らかにした意味は大きく、この時期を対象とする日本近代史、また日中関係史の研究水準を大幅に向上させたものと考えられる。

広業商会の経営に対する評価や開拓使廃止後の北海道を廻る政策との関連など、さらに検討を要すると思われる課題も残されているが、本審査委員会は本論文が博士(文学)の学位に相当する論文であると判断する。